## 岩手県「高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価書」 に係る確定通知について

平成 2 7 年 1 0 月 9 日 経済産業省

当省は、岩手県「高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、岩手県に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた岩手県は、同条第2項の規定に基づき、岩手県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

## (これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書に対する 経済産業大臣通知	平成25年 8月 8日
環境影響評価準備書受理	平成27年 1月26日
住民等意見の概要受理	平成27年 3月25日
岩手県知事意見受理	平成27年 6月18日
環境大臣意見受理	平成27年 6月18日
環境影響評価準備書に対する 経済産業大臣勧告	平成27年 7月10日
環境影響評価書受理	平成27年 9月30日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する 政令(平成23年政令第340号)の施行に伴う経過措置の適用を受け、 環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び電気事業法(昭和39年法 律第170号)に基づき、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧 告以降の手続きを実施している。

問い合わせ先:電力安全課 長村、長井、笠原電話03-3501-1742(直通)